

保険料水準の「完全統一」について

- 令和5年の関連改正法等に基づき、国保運営方針において保険料水準の平準化が必須記載事項になったことを踏まえ、**令和5年10月に、国は都道府県に対し、「保険料水準統一加速化プラン」を示した。**このプランにおいて、次期(第3期)国保運営方針期間中(令和6～11年度(令和12年度保険料算定まで))に、都道府県における「納付金ベースの統一」を目指し、**将来的には、都道府県内の保険料水準を「完全統一」**することが示された。**【注】**
- そこで、**令和6年3月に、本県はこのプランを踏まえ、第3期国保運営方針**において、令和10年度(令和11年度保険料算定)において、「納付金ベースの統一」を達成するとともに、**令和11年度までに「完全統一」の方針について、一定の結論を出す**ことと定めた。
- この度、**令和6年6月に、国は「保険料水準統一加速化プラン」(第2版)を示した。**この第2版では、「**完全統一**」について、次期(第4期)国保運営方針期間(令和12～17年度)の中間年度である**令和14年度(令和15年度保険料算定)までの移行**を目指しつつ、**遅くとも令和17年度(令和18年度保険料算定)までの移行**を目標とすることが示された。併せて、今期(第3期)国保運営方針の中間見直し年度の前年である**令和8年までに目標年度の意思決定**ができるように取組を進めることも示された。
- したがって、**令和6年7月の国保運営方針連携会議から、「完全統一」に向けた議論を始めたところである。**なお、**令和6年度から大阪府と奈良県が「完全統一」を実施**している。

【注】

「完全統一」

同一都道府県内において、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料とすること。

「納付金ベースの統一」

各市町村の県に対する納付金に各市町村の医療費水準を反映させないこと。

なお、「完全統一」の場合は、「納付金ベースの統一」も達成している。

骨太方針2024(国保関係)【令和6年6月21日閣議決定】

国民健康保険制度については、都道府県内の保険料水準の統一を徹底するとともに、保険者機能の強化等を進める(略) ※抜粋

(参考)

保険料水準統一加速化プラン(第2版) 抜粋 厚生労働省保険局国民健康保険課(令和6年6月26日)

1. はじめに

[略]

- こうした中、「経済財政運営と改革の基本方針2024」(令和6年6月21日閣議決定)においても、「国民健康保険制度については、都道府県内の保険料水準の統一を徹底するとともに、保険者機能の強化等を進めるための取組を進め、人口動態や適用拡大による加入者の変化等を踏まえ、医療費適正化や都道府県のガバナンス強化等にも資するよう、調整交付金や保険者努力支援制度その他の財政支援の在り方について検討を行う。」とされ、保険料水準の統一を徹底することが明記されたことを踏まえ、都道府県における保険料水準統一の取組の更なる加速化を目的とし、本プランを改定する。

[略]

2. 保険料水準の統一の意義

[略]

- また、国保制度改革後、都道府県内の保険給付を管内の全市町村、全被保険者で支え合う仕組みとなっており、都道府県内のどこに住んでいても、同じ保険給付を、同じ保険料負担で受けられるのが望ましいため、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば同じ保険料負担となるよう、保険料水準の統一を進めていく必要がある。

[略]

- ※ 後期高齢者医療制度や全国健康保険協会管掌健康保険においては、都道府県単位の保険料設定となっている。

5. 保険料水準の統一のスケジュール

- 都道府県内の保険料水準を「完全統一」することを見据え、まずは、保険料水準の統一に向けた取組を加速化させる現行の国保運営方針期間中(令和6年度～11年度(令和12年度保険料算定まで))に、各都道府県における「納付金ベースの統一」を目指すとともに、現行の国保運営方針の中間見直し年度の前年(令和8年)に向けた取組の加速化を進める。

特に、現行の国保運営方針において納付金ベースの統一及び完全統一の目標年度を定めていない都道府県について、現行の国保運営方針の中間見直し年度の前年(令和8年)までに、目標年度の意思決定ができるよう取組を進める。

- さらに、次期国保運営方針期間(令和12年度～令和17年度)を、納付金ベースの統一から完全統一に向けた移行期間とし、具体的には、全国において、次期国保運営方針期間(令和12～17年度)の中間年度(令和15年度)までに完全統一に移行することを目指しつつ、遅くとも令和17年度(令和18年度保険料算定)までの移行を目標とする。

[略]